

令和8年度第3回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月26日（金）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 4番 川崎 善徳

5番 江川 直美 6番 塚田 倫一

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

11番 堀川 治夫 12番 炭田 学

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（3人） 3番 田嶋 睦 7番 石谷 吉昭 10番 石田 継治

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

第6 その他

(1) 7月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 宮川 豊一 局長補佐 藤井 恭代 主任 川崎 直樹

主査 板東 裕美 主事 酒井 麻江

7. 会議の概要

◇開会宣言
◇会長あいさつ
◇定足数の確認

事務局	出席状況報告。 委員総数24名中、出席委員16名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、9番・田崎委員、11番・堀川委員を指名。
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番、4番について、10番・石田委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に変えさせていただきます。次に番号2番、5番について1番、吉村委員ですが、5番はご本人が関係していますので、2番について説明をお願いいたします。
1番	2番についてですが、事務局の説明通りで問題ないと思われます。
議長	次に番号3番について、4番川崎委員お願いいたします。
4番	3番につきまして、事務局の説明通り特に問題ないかと思えます。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	ちょっと教えていただきたいんですけど、農地法第3条調査書の例えば4ページの中の第2項第2号で「農地所有適格法人による取得である」という項目に対して、「個人での取得である。」と書かれています。この一覧表では「－」という意味がどういう風な意味があるのかということと、それで「－」であってもトータルとしては判断オッケーという基準になるのか、考え方を教えてください。
事務局	14ページを見ていただくと分かりやすいと思うんですが、14ページにつきましては、株式会社〇〇の取得ということになります。法人の場合の取得につきましては、第2項第2号が確認する項目になるので、ここで「○」か「×」かということになります。株式会社〇〇の場合は、農地所有適格法人による取得ということで、「○」とさせてもらってますし、それ以外の1番から4番につきましては、個人が取得するということなので、第2項第2号には関係ないということで、該当項目なしということで「○」も「×」もつけられないという意味になります。非該当という意味です。
議長	他にございませんか。
	(質問なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 なお、番号5番については吉村委員が関係していますので、まずそれを除く1番から4番について採決します。議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。次に番号5番について採決します。吉村委員退席をお願いいたします。それでは番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。吉村委員入室してください。

◇議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、12番・炭田委員お願いします。
12番	今説明いただいた内容で許可してよいと判断いたしました。ただ、隣に田んぼがあるので、田んぼの作付けの時に農薬等を蒔いた時にこの住宅から苦情等がないことを非常に心配してるんですけど、こういう場合はどうするのかという疑問があります。
議長	田んぼの方が、この住宅の方に言うことになります。
12番	ということは、田んぼの人が気をつけないといけないということですね。
議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、2番・田川職務代理者に調査結果の報告をお願いします。
2番	本日9時から私と吉村委員そして事務局1名で現地調査いたしました結果、事務局のいうとおり問題ないと思われます。以上です。
議長	それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第3号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番と4番については、3番・田嶋委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。次に番号2番について、6番・塚田委員お願いいたします。
6番	事務局説明の通り、問題ないと思われます。以上です。
議長	次に番号3番について1番・吉村委員よろしくお願いします。
1番	問題ないと思われます
議長	次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、2番・田川職務代理者に調査結果の報告をお願いいたします。
2番	本日、吉村委員と私、事務局の3名で現地を確認いたしました。 事務局の説明どおり問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することに承認する方の挙手を求めます。
	(賛成全員)
議長	賛成全員です。よって承認することといたします。
◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	本案について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)

議長	質問がないようですので採決に入ります。 それでは議案第４号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案」について「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	全員賛成です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。
◇ 報告第１号 農地法第３条の３の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第１号を終わります。
◇ その他	
	【その他（１）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
	【その他（２）事務局説明】 ① 全国農業会議所表彰について（報告） ② 報酬（４～６月分）の振りこみについて（連絡） ③ 汚泥肥料に関して
◇ 閉 会	

令和８年６月26日

議 長

委 員

委 員